

# 山形県労働相談センター 第17回総会議案

2018.12.15 於 鈴川コミュニティセンター

- 13:30 開会あいさつ  
議長選出  
議案提案  
討論（必要に応じて討論のまとめ）  
採択  
閉会あいさつ（15:30頃終了予定）

## ～ 目次 ～

- P.01 はじめに  
P.01 17年度の総括（案）  
P.04 18年度の方針（案）  
P.06 役員体制（案）  
資料＜対応した主な事例＞  
P.11 17年度集計表  
P.12 18年度集計表  
P.13 決算・予算（案）  
別紙 ブラックアンケート集計



## はじめに

先の国会で、安倍政権は労働者保護法である労働基準法の岩盤規制に穴をあけると称して、同法への解体攻撃を行い「働き方改革一括法」を成立させました。

3月には年度末における無期転換逃れの雇止めに対する危惧、そして11月には外国人労働者の受け入れ問題による雇用不安等に関する相談が寄せられるのではと案じた時期でしたが、なかでも山形大学における有期雇用職員の雇止め阻止、希望者の無期転換雇用へのたたかいが象徴的となりました。一年を通しての労働相談センターへの相談は、これら国会での論戦が賑わう法案問題よりは、日常の身近に抱える問題である労働時間・休暇、ハラスメント、賃金・残業等未払に関する相談が多数となりました。

労働相談センターの対応日は、毎週火・木曜日の午後1時から5時迄の開催としてきました。労働相談員体制は常時対応者6名となりました。火・木曜日それぞれ2名づつ交代での対応としてきました。県労連HPに掲載しているフォームメールへの相談にも担当者を配置し対応してきました。フリーダイヤルは火・木曜日以外の曜日については留守電として、着信履歴により、火・木曜日の担当者が折り返しの電話で対応してきました。

相談員会議を月1回の開催とし、スカイプを活用し全員参加を基本として検討を行い、電話やメールで日々寄せられる労働相談に対応を続けました。火・木曜日の相談対応日には相談が無い日もありましたが、大抵1～2件で多い時で3件～4件という状況でした。

労働相談センターの存在意義や役割を高めるための議論や活動は今年も不足でした。運営委員会は、4月21日のみの開催となり、議題は①会費納入促進・会員拡大について②労働相談センターによる交渉再開に関する検討(案)他で協議を行いました。労働相談センターの相談員体制の拡充には取組みませんでした。相談員候補者の情報が寄せられています。引き続き運動と組織の着実な前進をはかり、次世代継承と本格的前進を準備します。

## 【1】17年度の総括案

### 1. 労働相談の概況 (一覧表も参照)

#### ① 相談総数及び相談の契機

新規 75 件 (前年度 64 件+11 件) 継続 16 件 (前年度 6)

相談件数は前年度から11件増の75件となりました。相談員体制は常時6人ですが、それぞれ電話、メール、地域別での対応を行う相談受付を行うことができました。

相談の契機別に見ると、殆どが「インターネットHP、メール」で最も多く64件(85.3%、前年度52件81.3%)、「団体・知人の紹介」5件(6.7%前年度7件10.9%)、「マスコミ」は0件(前年度も0件)でした。相談体制上責任を負える範囲で、マスコミを活用することも求められます。

引き続き多くの労働者が厳しい職場環境・生活環境に置かれている中、山形県労働相談センターとして求められる役割が十分に果たせていない状況だと言わねばなりません。体制と宣伝の強化が課題です。

#### ② 雇用形態 および 年齢構成

雇用形態は、正社員 17 名 (22.7%)、パート・契約・アルバイト 14 名 (18.7%)、派遣・

請負 6 名 (8.0%) 不明 34 件 (44.0%) で、正社員の相談者は確認された中で 5 分の 1 となっています。年齢構成も「不明」が 31 件 (41.3%、前年度 9 件 14.1%) でした。相談時に雇用形態・年代の聞き取り忘れが多く実態状況把握に課題が残りました。

③ 相談内容 (複数カウント)

相談内容で最も多いのは「労働時間・休暇」35 件 (27.6%前年度 10 件 10.8%)、次いで「パワハラ・セクハラ・いじめ」22 件 (17.3%前年度 23 件 24.7%)、「賃金・残業未払」17 件 (13.4%前年度 10 件 10.8%) でした。長時間労働・残業代未払・パワハラ等が社会的問題となる中での相談者の権利意識の変化によるものかと思われます。

④ 相談結果

「電話・メールで一応解決」が 44 件 (58.7%前年度 31 件 42.4%) で前年度同様最も多い結果となりました。この「電話・メールで一応解決」は、必ずしも電話やメールで助言を受けた相談者がその後助言に基づく実践をして要求を実現したかどうかは不明です。相談者が一応「わかりました」などの反応をしたり、メールでアドバイスを送信した後再度の問合せ等がない場合など、労働相談センター側からの継続した対応に積極的でない場合にも「一応解決」としているものです。面談で一応解決も 2 件 (2.7%) となっています。

⑤ 加入組合員数

「組合結成・加入」は 0 人でした。

## 2. 労働者・協力者との結びつきの強化と会員拡大・財政確立について

### 1) 会員拡大・財政確立について

昨年 12 月に、各組織・個人へ会費納入依頼を行い、今年 2 月 17 日に、会費納入の御礼 (含：総会資料等の送付)、また、未納の方々に「納入の再度の依頼」を行いました。一昨年の会員名簿者数は 120 名でしたが、その後、退会された方や住所不明の方々に、更に会員の減少が見込まれます。

### 2) 労働者・協力者との結びつきの強化を目指す取り組みについて

2018 年 4 月自由法曹団山形支部との合同学習会が行われました。2015 年から行われており、とりわけ労働相談等の対応における連携や調整について協議するものです。県労連佐藤事務局長が山大の無期転換逃れのたたかいを、飯澤事務局長がブラック企業アンケートによせられた内容・JA ビジネス労組結成の紹介を行いました。自由法曹団においても労働者の現状を把握したいとの思いがあり、タイムリーな学習会の開催が求められます。

### 3) 労働相談から訴訟や組合結成に至ったその後の状況について

①はせがわ製麺の訴訟は、2017 年 12 月に和解となりました。

②井筒屋労組では 2018 年 2 月に団体交渉による一定の解決となりました。

③パワハラ・未払い賃金をはじめとした要求を掲げて、2018 年 1 月 12 日 JA ビジネス労組が結成され、団体交渉・社長対面交渉等により、パワハラについて社長自らが全社員の前で謝罪を表明、未払い賃金の全額支払等、要求が大きく実現しました。また、12 月 1 日は就業規則の全面改訂が行われました。

4) 一昨年来の方針であった、『山形県労連とともに、「県労連・労働相談センター財政支援サポーター制度」の取組みは現状の課題に追われ実行できませんでした。

労働相談センターの活動を維持・発展させる上でも重要なことは相談体制の強化、次いで独自財政の確立・強化であり、これにつながる取り組みが求められます。

### 3. 相談対応体制

①電話・メールでの相談対応は6人体制で相談対応を継続しました。また、新庄・最上地域の相談員が毎月スカイプで相談員会議に参加し、事案が新庄・最上地域のときは対応して貰っています。他の相談員には必要時の対応を行って貰いました。

火・木曜日以外の留守電での着信履歴への対応（別添資料）を行いました。固定電話は、直接その会社への折り返し電話となり対応の是非が検討すべき課題です。

尚、留守電への折り返し対応は4月頃からの実施となっています。

労働相談員が空白の庄内地区においても、担当者を配置し対応して頂くことになっています。置賜地区においては空白のままです。

②相談員会議は、月1回、（原則）相談員の日程調整を図り基本10:00～12:00として継続しています。

③各地域労連や加入労組などの地域の相談体制は、困難な中でも奮闘を続けています。

自由法曹団山形支部との提携システムが継続され訴訟を対応して頂きました。また、労働審判での相談（現在進行中1件）も行われています。使用者側、代理人弁護士が団体交渉などで不誠実な対応をする場合、自由法曹団から働きかけが可能な場合もあるため、窓口弁護士に連絡・相談するものとするのが取り決められています。

### 4. 学習活動

学習活動を行なおうと前事務局長と相談員から「ワークルール検定」初・中級の紹介が行われましたが、相談事例の検討に時間が割かれ実行できませんでした。学習会のテーマ等について提案頂いたこともありますが、いずれも立ち消えとなってしまいました。他には、「広島県労連・労働相談センター」創立20周年記念誌が相談内容への対応に役立つとPDF化し相談員に配布しました。

### 5. キャンペーン活動・相談会

①春・秋の全国いっせい労働相談ホットラインについて

春は3月2日に実施。市内各マスコミへ案内文を送付しましたが取材はありませんでした。無期転換時期が迫る中でのホットライン開設であり、注目度が高いかと思われましたが、残念ながら反応がありませんでした。マスコミへのレクチャーが遅かったかと思われます。当日の相談件数は、4件で、体制は5名でした。

秋は11月30日に実施。同じく市内各マスコミへ案内文を送付し山新と読売から問い合わせがあり、山新に当日報道（別添参照）されました。当日山新の記事を見たという方3名から相談があり相談件数6件となりました。相談体制は6名でした。当日、新聞あかはたからの取材があり、記事として掲載されました。（別添参照）

②労働相談の宣伝について

春秋全国一斉ホットラインでは、マスコミへの案内と、3月1日山形駅自由通路にて昼休み宣伝行動を行いました。またSNS等利用者数名にハッシュタグを埋込み拡散して貰いました。山形県労連ホームページには、労働相談のページにホットライン・メールアドレスを掲載していることで、相談が寄せられているのではないかと思います。マスコ

ミでは「新山形」へのお知らせでの掲載をして貰いました。山形市報への掲載依頼は行わずじまいでした。

尚、地域労組やまがたは毎月1回定例の相談会を継続しており、その際には山形市報に予告やフリーダイヤル電話番号が掲載され、一定数の電話相談が寄せられています。

## 6. その他

### ①3者合同祝勝会を開催しました

県労連と山形地域労連、労働相談センター合同により、4月21日はせがわ製麺訴訟和解、井筒屋労組団体交渉による解決、JAビジネス労組結成と要求の大きな前進をたたえ合う祝勝会を開きました。代理人弁護士も参加されました。

### ②公共機関等への情報提供について

労働相談での事例や、ブラック企業アンケートにおける実企業名を記載した深刻な事例については、山形労働局等への情報提供を行ってきました。また、ブラック企業アンケート結果については、県庁での記者会見や県への情報提供も行いました。

## 【2】18年度の方針案

### 1. 相談者が主人公、相談スキルの向上をめざして

- ①相談者に、必要な労働法制の知識や各種制度、労働組合の機能などの情報を提供し、相談者が問題解決の方向性を理解し相談者自身がその責任で問題解決の手段を選択する相談者が主人公の対応を貫きます。
- ②相談員会議や運営委員会、各地域での学習会などで常に事案を集团的に検討し、教訓を蓄積し、対応ノウハウの向上に努めます。

### 2. 労働者・協力者との結びつきの強化と会員拡大・財政確立

- ①労働相談センターの個人会員の加入促進を図り、併せて会費の増口を呼びかけます。
- ②協賛団体を拡大し、協賛金収入を増額することをめざします。
- ③相談者には極力、県労連の加盟組織をはじめとする労働組合への加入を呼びかけるなど、相談を機に相談者との結びつきがつけられ維持されるよう心がけます。相談を機に組合加入や組合結成が進むよう、システムづくりに力を尽くします。
- ④各地域の関係者による実行委員会編成を促し、これと共同での企画を実施し、これが毎年自律的に繰り返されることを目指すこと等により、各地域の労働者や活動家と結びつき、会員拡大につなげ、労働相談体制の確立にもつなげるよう努めます。
- ⑤これらにより労働相談センターの会員拡大にもつとめ、財政基盤確立をめざします。

### 3. 宣伝・キャンペーン活動・共同の取組み

- ①労働相談センターの体制強化につながることを主眼に、全労連の呼びかけにも留意し、無理のない適切な形でマスコミによる宣伝も取り入れた「ホットライン」などのキャンペーン活動を検討・実施します。
- ②県労連や自由法曹団と共同し、「なんでも相談会」などに可能な限り取組ます。
- ③SNSでの拡散や、山形市報や新山形への掲載を依頼していきます。また、引続き県労連ホームページでの宣伝を行います。

#### 4. 相談体制の確立強化

- ①平日、月・水・金の13～17時電話相談受付の体制を復活させるべく、引き続き相談員の拡充に努めます。
- ②退職者の力を借りることはもちろん、非正規労働者・未組織労働者を主人公とする運動の発展や次世代継承の観点からも、各個人加入労組とも相談しながら、現役世代が無理なく労働相談活動に参加できる仕組みを模索します。
- ③相談員や個人加入労組の活動家の育成を通じ、労働相談や地域労組建設の中心部隊であるべき県内の各地域労連の体制強化に協力します。
- ④メンタルヘルス不全を伴う労働相談が増加し、「働くもののいのちと健康を守る山形県センター（仮称）」の建設の重要性が増しています。その実現のため、関係各方面との意見交換を行います。
- ⑤相談員を、以下のように分類し、各人の条件に合わせて相談活動に参加できるようにしながら、相談員の拡充を進めます。
  - 1) 専任相談員：相談活動の中心的役割を果たします。対応に必要な取り組みをすすめます。
  - 2) 電話相談員：電話による相談に対応します。
  - 3) 相談活動サポーター：集团的に協議をしながら対応をすすめる必要がある場合などに、必要なつど援助に入ります（事務处理的な仕事を含めて）。恒常的でなくとも可とし、相談事案によってなど、必要なつど参加してもらう場合もあります。
- ⑥年金者組合、その他の諸団体に対し、山形県労連とともに、相談員派遣に関わる要請を行います。

#### 5. 学習活動

- ①地域における学習活動に協力します。
- ②自由法曹団と共同の定例の学習会に取組みます。

#### 6. その他

引続き公共機関への情報提供を行います。

#### 【3】役員体制案（敬称略・50音順）

代表委員 勝見忍（県労連議長）、菅原保（医師）、  
高木紘一（労働法・山大名誉教授）、外塚功（弁護士・自由法曹団）、  
運営委員長 三澤寛（地域労組やまがた）  
事務局長 飯澤智美（山形地域労連）

以上